

# 千葉県環境審議会 鳥獣部会

## 議 事 録

日時：令和元年8月20日（火）

午前10時30分から午前11時20分まで

場所：千葉県森林会館5階 第1会議室

## 目 次

1. 開会	3
2. 千葉県生活安全・有害鳥獣担当部長あいさつ	4
3. 議事録署名人の指名	5
4. 議案審議	
議案第1号 ヤマドリの雄の狩猟（案）について	6
議案第2号 キツネの狩猟（案）について	12
5. その他	16
6. 閉会	17

## 1. 開 会

司 会：ただいまから、千葉県環境審議会鳥獣部会を開催いたします。

委員の皆様には、御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。  
私は、本日の進行役を務めさせていただきます、千葉県自然保護課の忠田でございます。  
どうぞ、よろしく願いいたします。

まず始めに、お配りしました資料の確認をさせていただきます。

次第、出席者名簿、座席表、議案、資料となっております。

御確認をお願いします。

司 会：当審議会は、千葉県環境審議会運営規程第10条により、原則、公開となっておりますが、議案によっては、非公開にすることもできます。

本日の議案は、公開でよろしいのではと考えますが、委員の皆様、賛同いただけますでしょうか。

(『異議なし』の声あり)

司 会：それでは、委員の皆様を御紹介いたします。御紹介は、お名前のみを申し上げます。

まず、当部会の部会長の、羽山委員です。

次に羽山部会長の左側より委員を御紹介いたします。

木下委員です。

桑原委員です。

次に同じく右側の委員を御紹介いたします。

勝山委員です。

小茂田委員です。

並木委員です。

なお、梶委員、吉田委員、飯沼委員におかれましては、所用のため本日欠席されるとの御連絡をいただいております。

続いて事務局を御紹介させていただきます。

千葉県環境生活部生活安全・有害鳥獣担当部長の石渡です。

環境生活部自然保護課長の井田です。

自然保護課副課長の三井です。

自然保護課鳥獣対策班の岩城です。

自然保護課狩猟・保護班の安藤です。

自然保護課生物多様性センターの小野です。

## 2. 生活安全・有害鳥獣担当部長あいさつ

司会：はじめに、生活安全・有害鳥獣担当部長の石渡から御挨拶申し上げます。

石渡生活安全・有害鳥獣担当部長：改めまして、皆さんおはようございます。本日は、大変お忙しいところ、千葉県環境審議会鳥獣部会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様には、日頃から、本県の鳥獣保護行政につきまして御指導、御助言をいただいております、厚く御礼を申し上げます。

本日御審議いただく2件の議案についてですが、生息域の縮小や生息数の減少が懸念されている「ヤマドリの雄」及び「キツネ」につきまして、捕獲制限の延長を御審議いただくものです。

本県では、昭和45年から「ヤマドリの雄」、平成11年から「キツネ」について、捕獲制限を行っています。

詳細については、後ほど、担当者から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

最後に、引き続き委員の皆様の変わらぬ御指導、御助言をお願い申しあげまして、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

司会：本日の議事進行は、会議次第により進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。本日の鳥獣部会でございますが、部会委員数9名中6名の委員の御出席

をいただいておりますので、千葉県行政組織条例第33条第7項の準用規定により、本部会が成立しておりますことを御報告させていただきます。

部会の議事進行は、千葉県行政組織条例第33条第7項の準用規定により、部会長が議長を務めることになっておりますので、羽山部会長にお願いいたします。

### 3. 議事録署名人の指名

羽山部会長：御指名でございますので、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

皆様には公私とも御多忙の中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は「ヤマドリの雄の狩猟（案）について」及び「キツネの狩猟（案）について」の2議案について御審議いただきます。

皆様には十分な御審議をいただき、部会として知事に答申できるように決議したいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

また、円滑な議事進行に委員皆様の御協力をよろしくお願ひします。

本日の議事録は、後日、事務局で作成し、本日、御出席の委員の御了解を得た上で、公開することになります。

また、議事録ができるまでの間、公開する議事要旨については、事務局で作成し、部会長として私が確認の上、公開することで御了承をお願いいたします。

（『賛成』の声あり）

羽山部会長：それでは、並木委員と勝山委員にお願いします。お二人には、お引き受けいただけますでしょうか。お二人には、よろしくお願ひします。

並木委員・勝山委員：わかりました。

## 4. 議案審議

### 議案第1号 ヤマドリの雄の狩猟（案）について

羽山部会長：それでは、知事から千葉県環境審議会に2議案が諮問され当部会に付議されました。まず、「ヤマドリの雄の狩猟（案）について」事務局から説明をお願いします。

事務局：自然保護課の三井と申します。本日はどうぞよろしく申し上げます。

まず初めに議案1号について御説明いたします。

お手元の資料、議案1と書かれた資料の1ページめくって頂きましてページ番号1、1ページ目をお開きください。初めにこの議案1号につきまして読み上げさせていただきます。

議案1号、ヤマドリの雄の狩猟（案）について、別紙のとおり鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第2項の規定による千葉県独自の捕獲制限、捕獲期間の制限を実施する。この議案ですが、狩猟期間においてヤマドリの雄を捕獲できる期間を制限することにより減少しているヤマドリの生息数の回復を図ることが目的となっております。この制限は5年ごとに更新をしてまいりましたが、今回更新時期が到来したことから引き続き5年間の延長を行うため、当議会において委員の皆様にご審議をお願いするものです。

続きまして2ページ目をお開きください。議案の詳細についてご説明いたします、1.内容のところを御覧ください。ここには平成30年度の狩猟期をもってヤマドリの雄の捕獲制限の期間が終了しているため 引き続き5年間の捕獲制限の延長をしたい旨を記載しております。

次に、2. 根拠法令のところを御覧ください。鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護管理法の第12条第2項が根拠法令となっております。この法令に基づき、県による独自の捕獲禁止や制限が可能となっております。

次に、3. 期間のところを御覧ください。令和元年度、今年度から令和5年度狩猟期まで、つまり令和2年から令和6年までの毎年1月16日から2月15日までの期間、ヤマドリの雄の捕獲を禁止するものです。狩猟期というのは11月15日から翌年の2月15日までの3か月間になりますが、最後の1か月間だけ捕獲を禁止する理由です

が、これは春先の繁殖期を控え、繁殖行動が活発化する1月から2月の時期に捕獲を禁止することが生息数を回復するうえで効果的と考えているためです。なお、ヤマドリの雌につきましては別途国が全面的な捕獲禁止の措置を行っていることを申し添えます。

続きまして4. 理由を御覧ください。ヤマドリは日本のみ生息し、その亜種であるウスアカヤマドリは房総半島、紀伊半島、佐渡及び四国南部に生息しております。ヤマドリは主要な狩猟鳥になっておりますが、捕獲による生息数の減少が懸念されたため、本県では昭和45年から11月15日から2月15日までの狩猟期間のうち、1月16日から2月15日までを捕獲禁止とする制限を行っております。その後昭和50年から国が全国一円でヤマドリの雌を捕獲禁止とする制限を行ったため、本県においては同年以降ヤマドリの雄について捕獲期間の制限を行い、以後5年ごとにこの措置を更新しているところです。この間、県ではヤマドリの増殖を図るため昭和53年から本県の在来種であるウスアカヤマドリ、これは県内で捕獲した卵から増殖したものですがこれを鳥獣保護区等に放鳥し生息数の回復を図ってきたものの、各種調査の結果によりますと未だヤマドリの数の回復には至っていないものと考えているところです。また、本県における絶滅の恐れのある野生動植物に関する情報をまとめた千葉県レッドデータブックには、平成11年度に発行された初版でカテゴリーC、要保護生物にこのヤマドリが位置づけられておまして、現在までランクの変動はございません。このことから、引き続き令和元年度狩猟期から令和5年度狩猟期までの5年間、この捕獲禁止の措置を延長させていただきたいというふうに考えております。

次に、別冊となっております資料の方を頭書1枚めくっていただきまして1ページ目を御覧ください。このグラフですが、狩猟者の報告を集計したヤマドリの狩猟期間中の捕獲数の推移を示しています。捕獲数につきましては、県内で狩猟期のうち狩猟制限のない2か月間に捕獲されたヤマドリの雄の羽数をまとめています。捕獲数は、平成10年度の589羽と平成30年度の141羽を比較しますと、ここ20年間で約4分の1程度にまで減少している状況です。

続いて、2ページ目をお開きください。このグラフですが、狩猟者の報告を集計した初猟日におけるヤマドリの目撃状況の推移を示しています。これは毎年、つまり11月15日となりますが、その11月15日に狩猟者が狩猟を行っている際に目撃したヤマドリの羽数をまとめたものです。見ていただけますと多少波はありますが、

平成13年以降を見ますとほぼ横ばいの状態が続いております。

次に、3ページ目を御覧下さい。このグラフは狩猟者の報告を集計した狩猟期間中のヤマドリの日撃情報の推移となっております。これは各年度の狩猟期、つまり11月15日から翌年の2月15日までに狩猟者が狩猟を行っている際に目撃したヤマドリの羽数をまとめたものです。この資料を見ますとわずかではあります、ここ最近の減少傾向が見て取れます。

以上の調査結果から県内のヤマドリの生息数は依然として回復傾向のないものと推測されます。このため引き続き5年間の捕獲制限の延長を行うことが適当と考えているところです。

次に、4ページ目をご覧下さい。この資料は、鳥獣保護管理法の規定に基づき利害関係人に意見聴取を行った結果をまとめた資料となっております。利害関係人として千葉県森林組合連合会、千葉県農業協同組合中央会、林野庁関東森林管理局千葉森林管理事務所、一般社団法人千葉県猟友会、千葉県自然保護連合、日本野鳥の会千葉県、以上6団体の御意見を伺っております。3. 賛否のところをご覧ください。ヤマドリのオスの捕獲制限を5年間延長することについての賛否は賛成6、うち条件付きで賛成が1、反対が0となっております。また4. 意見等のところをご覧ください。各団体からいただいた意見等をご紹介します。まず千葉県森林組合連合会からは生息数を回復するのに必要な措置のため、この捕獲制限は適当であるということです。それから千葉県自然保護連合、日本にのみ生息しているヤマドリは減少が懸念されており、これ以上減少しないよう捕獲制限の延長は望ましいと。それから日本野鳥の会千葉県が放鳥による増殖を図っているがその数が増加しているとは思えない。県レッドリストの掲載の種であり本来ならば捕獲禁止とすべきであるというご意見です。それから千葉県農業協同組合中央会ですが、鳥獣被害の影響が出ないことを条件に賛成ということです。鳥獣被害ですが、我々が把握している限りでは、このヤマドリによる鳥獣被害は発生していない状況です。私からの説明は以上となります。引き続き生物多様性センターの小野より千葉県レッドデータブックにおける評価について御説明いたします。

事務局：生物多様性センターの小野でございます。座ったまま失礼いたします。

お手元でございます資料の9ページ目を御覧ください。千葉県レッドデータブックに



おけるヤマドリの評価について参考にしていってください。まず千葉県レッドデータブックですが、こちらは種ごとに生物学的観点に基づくデータから絶滅の危険性を評価し、保護の視点を加味したランクをつけ分布や保護対策などを記述したものです。このランクは最重要保護生物から一般保護生物までA B C Dの4つのランクに分けて評価をしてございます。2. ヤマドリのランク選定の状況ですが、千葉県レッドデータブック2011年改訂版ではCの評価となっております。先日行いました改定に基づきまして、千葉県レッドリスト2019年版、こちらに出ておりますがこちらでの評価もCとなっております。評価の理由といたしまして、ヤマドリは代表的な狩猟鳥だが、県内では1970年までに乱獲と環境悪化により個体数が減少している。2011年以降に関しては、千葉県野鳥の会の会報などで確認できる観察記録においてヤマドリはほとんど確認されておらず観察例は極めて少ない。もしヤマドリの個体数が回復傾向にあるならば、観察例も増加すると推定されるが、現況では極めて少ないため回復傾向はみられず、ランクCの評価を継続したという答弁となりまして現在もCランクに評価しております。

以上で議案につきまして御説明を終わります。宜しく御審議くださいますようお願いいたします。

羽山部会長：ただいま、事務局より説明がありました議案第1号について、御審議をお願いいたします。御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

並木委員：基本的には原案どおりだが、ヤマドリの保護を進めるなら、希少なヤマドリとより一般的なキジ、特に雌の違いを認識できない一般の方向けに、もう少しPRした方がよいと感じている。ヤマドリとキジの雌はどのように見分けるのか。生態的な特徴の違いはあるのか。見た目ではほとんどわからないと思う。

事務局：狩猟鳥獣の中でカモ類等も似ているが、鳥の判別がしっかりできるかを試験する。  
ヤマドリとキジの雌を判別できる人が狩猟免許をとっている。

並木委員：有資格者が識別できるのは当たり前の話で、一般の方が見てヤマドリとキジの

雌の違いがわかるような見た目や生態的な特徴があるか、一般の方向けのPRに使えるものを教えてほしい。

事務局：一般の方への周知ということであれば、ホームページ等で希少性やその種を保護するために狩猟禁止期間を設けているということを掲載したい。

並木委員：一般の方がどのように違いを判別するかを聞きたいのだが。

事務局：ホームページに掲載する際に写真も一緒に載せるという方法はある。資料によると、尻尾の形が違う。尻尾の先が分かれているかどうかで識別できる。一般の方は実物を見た方が限られると思うので、パッと見て識別するのは難しい部分がある。

並木委員：田舎に住んでいると、人家周辺でキジをよく見かける。特に繁殖期は草刈り時期と重なるため、草刈機で草を刈っていると、草むらに隠れ地べたに伏せてじっと卵を抱いているキジの首を分からずに一緒に刈ってしまうことがある。ヤマドリも同じように卵を抱いているのかと気になる。もしそうであれば慎重な調査に加え機械の草刈りも見直すべきなのか。田舎に住んでいる方にとってはそういうことが大事で、ホームページに写真だけ載せればよいということではない。一般の方にわかるように懇切丁寧にPRすることで、ヤマドリの重要性や保護の意味を伝える必要がある。また、なぜ1月から2月に期間制限するのか、その趣旨もはっきりさせて欲しい。

事務局：春先に繁殖期があることで、その前に活動が活発化するため、その時期に繁殖行動を落ち着いてやってもらうことが効果的だと考えている。実際に卵を産むのは春先である。

並木委員：キジと同じなのか。守る意味でも情報発信すべき。農家でも若い人だと知らない人が多い。

小茂田委員：資料の2～3ページについて、平成10年から比べると目撃数が激減してい

る。ハンターの人口が相当減っていると思われるが、行く人が少なくなれば当然見る人も少なくなると想定されるが、因果関係がわかれば教えてほしい。

事務局：私どもも同様に予想したため、捕獲数と目撃数を狩猟者数で割ってみたところ、ほぼ横ばいで推移していることがわかったため、狩猟者数が減っていることによる影響はそれほど大きくないものと考えている。

羽山部会長：狩猟者数とは、出猟者数ではなく狩猟登録者数か。

事務局：狩猟者には報告書を出してもらっているが、返却された数で割り返している。

羽山部会長：狩猟者によって狩猟対象が異なるため、ヤマドリのために出猟した出猟者数で割る必要がある。もう少し精査した方がよい。

桑原委員：千葉県では、地上営巣性の鳥は、ほぼ全てが減少している。学術的にヤマドリの個体数を推定すれば、減少しているというデータがとれると思うが、個体数の少ない鳥であるため、研究は難しいだろう。地上営巣性の鳥については保護することが望ましい。資料では、千葉県野鳥の会のデータが使われているが、全県を網羅している千葉市野鳥の会の記録を見たところ、1年間で1万件くらいの鳥のデータがあり、そのうちヤマドリは数件である。確かに一般の方はキジとヤマドリを区別するのは難しいが、少し訓練すれば、色が全く違うのでわかる。そのような会にお願いをして、一般の方に啓発をしていくのは重要である。また、DNAの研究が進んでいるが、ウスアカヤマドリの分布が、本で書かれている分布とは異なり、少し異常な分布をしている。千葉県のヤマドリは非常に特殊なヤマドリになる可能性があるので、保護していく必要があると思われる。一般の方が写真を撮って、何の種かわからないからといって生物多様性センターに送ってくることもあるが、その情報が参考になるかもしれないが、極めて件数は少ないものと思われる。

事務局：いのちのぎわい調査団のことだと思うが、一般の方に色々な生き物の目撃情報

を送ってもらうという取組を行っている。様々な生き物の目撃情報が送られてくるが、鳥は観察しやすいこともあり、報告件数が多いカテゴリーになる。累計で報告件数が10万4千件あり、その中でヤマドリの報告は僅か6件である。専門の研究者ではないものの、自然の生き物に関心を持たれている1400名近くの方に見ていただいても、ヤマドリは目撃することが非常に少ない鳥であると言える。

羽山部会長：地上営巣性の鳥が減っているという指摘については、一般的には捕食者の影響が考えられるが、何か理由があるのか。

桑原委員：コジュケイも減っているが、タヌキの糞の中から出てきたことはある。

羽山部会長：捕獲規制に異論はないが、なぜ回復しないのかの原因を改善しない限りは、いくら捕獲規制をかけても効果は薄い。放鳥は年間にどの程度しているのか。

事務局：雄75羽、雌75羽の計150羽を、県内の4箇所から5箇所で放鳥している。

羽山部会長：150羽放して、100羽捕っていても増えない。今後5年間の捕獲規制の間にどのような改善策を図れるか、検討する必要がある。

羽山部会長：他に質問等なければ、お諮りいたします。

議案第1号の「ヤマドリの雄の狩猟（案）について」原案どおり了承することによってよろしいでしょうか。

（『異議なし』の声）

羽山部会長：御異議ないものと認め、原案どおり了承することとします。

## **議案第2号「キツネの狩猟（案）について」**

羽山部会長：次に、議案第2号の「キツネの狩猟（案）について」事務局から説明をお願いします。

事務局：第2号キツネの狩猟（案）について説明いたします。

議案資料の3ページをお開きください。初めに議案を読み上げさせていただきます。議案第2号キツネの狩猟（案）について、別紙のとおり鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第2項の規定による千葉県独自の捕獲制限、捕獲等の禁止を実施する。この議案は、キツネの捕獲を禁止することによって減少しているキツネの生息数の回復を図ることが目的となっております。この制限は5年ごとに更新してきましたが、今回更新時期が到来したことから引き続き5年間の延長を行うため当部会において委員の皆様へ審議をお願いするものです。

続いて4ページを御覧ください。議案の詳細について御説明いたします。1. 内容を御覧ください。ここには令和元年10月31日をもってキツネの捕獲禁止の期間が終了することから、引き続き5年間の捕獲の禁止を延長したい旨を記載しております。2. 根拠法令を御覧ください。先ほどの議案第1号と同様、鳥獣保護管理法の第12条第2項が根拠法令となっております、この法令により県による独自の捕獲禁止や制限が可能となっております。3. 期間を御覧ください。令和元年11月1日から令和6年10月31日までの5年間の捕獲禁止期間となります。続いて4. 理由を御覧ください。キツネは、北海道から九州まで広く分布し、本州には亜種のホンドギツネが生息しています。平成8年度に狩猟者に対してアンケート調査を実施したところ、県内には広い範囲に分布するものの、生息数は極めて少ないとの結果が出ました。この結果を受け、キツネの保護を図るため平成11年11月1日から5年間捕獲を禁止する措置を行い、その後3回更新しているところです。この間の各種調査によると、目撃件数・地域が増え、分布が拡大傾向にあることが示唆されているものの、キツネは広域の給餌面積を必要とするテリトリー性の種で、シカやイノシシと異なり生息密度が高くなりにくいことから、分布が回復傾向にあるとはいえ生息密度は依然として低いと考えられ、数頭の捕獲であっても、地域個体群の維持に大きな影響を与えることが推測される。また、本県における絶滅の恐れのある野生動植物に関する情報をまとめた千葉県レッドデータブックには、平成11年度に発行された初版でカテゴリーB、重要保護生物に位置付けられ、現

在までランクの変動はございません。このことから、引き続き令和元年11月1日から令和6年10月31日までの5年間、この措置の延長をさせていただきたいと考えているところです。

次に、別冊となっている資料の5ページ目をお開きください。この図はですね狩猟者の報告をもとに作成した千葉県におけるキツネの目撃場所の変遷を示したものです。この資料から推測されることは、右側二つの図を見てくださいと平成21年度以降県内のキツネの生息域に大きな変化がないということがわかるかと思えます。続いて6ページ目をお開きください。この図は、狩猟者の報告をもとに作成しました千葉県におけるキツネの目撃数を示したものです。先ほど御説明しました図4における平成21年度以降の目撃場所の分布図に目撃数を加えて図にしております。平成21年から25年度の状況左側の図ですね、それから平成26年から30年度の状況を示している右の図、これを比較しますと県南部の一部地域で目撃数の増加がみられるものの目撃数の県内トータル数を見ますと平成21年度から5年間で156件、平成26年度から5年間で185件と29件の増加にとどまっているところです。続きまして7ページ目をお開きください。こちらは先ほどの図4及びに図5で示しました狩猟期間中におけるキツネの目撃数と目撃場所のメッシュ数を年度別で集計し、その時系列の推移を確認できるようにしたものです。最近の5年間、平成26年度から30年度の状況を見ますと平成29年度のみ目撃数や目撃場所メッシュ数が突出して上昇していますが、その他の年については平成25年度以前の状況と比較してもさほど大きな変化は見られていない状況です。これらの調査結果から県内のキツネの生息域および生息数は依然として十分な回復傾向となっているとは言えない状況であると推測しています。また、キツネはそもそも狩猟圧が大きく影響する種であることを考えますと、引き続き5年間の狩猟禁止の措置を延長することが適当であると考えているところです。続きまして同じ資料の8ページ目を御覧ください。こちらは鳥獣保護管理法の関係規定に基づきまして利害関係人に意見聴取を行った結果をまとめております。利害関係人として千葉県森林組合連合会、千葉県農業協同組合中央会、林野庁関東森林管理局千葉森林管理事務所、一般社団法人千葉県猟友会、千葉県自然保護連合、日本野鳥の会千葉県以上六団体に意見を伺っています。3. 賛否の所を御覧ください。キツネの捕獲禁止を5年間延長することについての賛否は賛成6、うち条件付きで賛成が1、反対が0となっております。また、4. 意見

等の所を御覧下さい。各団体からいただいている意見等を御紹介いたします。まず千葉県森林組合連合会からは、生息地域の維持・拡大に必要な措置であるという御意見をいただいております。続きまして千葉県自然保護連合からは、生息密度が低く、数頭の捕獲であっても地域個体群の維持に大きな影響を与えることから、捕獲制限の延長に賛成すると。続きまして日本野鳥の会千葉県からは、希少哺乳類であり農作物に被害を与えるげっ歯類の捕食者でもあり、今後の動向を含め捕獲対象から除外すべき種である。げっ歯類はリスとかネズミに当たるかと思いますが、そういった御意見をいただいております。それから千葉県農業協同組合中央会、こちらは鳥獣被害の影響が出ないことを条件に賛成となっております。ちなみにキツネによる鳥獣被害、当課で把握しているところではそういった被害の報告は受けておりません。私からの説明は以上です。引き続き生物多様性センターの小野より千葉県レッドデータブックにおける評価について説明をいたします。

続きまして9ページ、先ほどの資料でございます該当書類を御覧下さい。キツネの掲載状況ですけれども、2. キツネのランクですが千葉県レッドデータブック2011年改訂版においても選定はB、千葉県レッドリスト2019年改訂版においてもランクBで掲載してございます。掲載評価の理由ですけれども、その下3. 評価の理由を御覧ください。アカギツネは、千葉県においては戦前から生息数は少ないとされており、時代とともにさらに減少したと考えられていることからランクBの重要保護生物に選定された。その後も、千葉県立中央博物館に寄せられるアカギツネの情報は、年間2、3件程度という状況が続いている。情報源はロードキル、センサーカメラ等による撮影など。なお、生息状況は利根川沿いの県北地域から得られたもので、房総丘陵を含む県南地域では数年に1度の生息情報しか得られていないことから、生息数が依然として非常に少なく、ランクBの評価を継続したとなります。

以上で議案につきまして御説明を終わります。宜しく御審議くださいますようお願いいたします。

羽山部会長：ただいま、事務局より説明がありました議案第2号について、御審議をお願い

いします。御質問、御意見等がございましたらお願いします。

小茂田委員：平成29年度の目撃数が異常な数値であるが、この原因は何か。

事務局：同一メッシュの目撃頻度が高くなっているのも、同一個体を複数回目撃している可能性があるかもしれないが、詳しい原因は分析しきれていない。

並木委員：資料の9ページには、レッドデータブックの記載では、生息情報は利根川地域の県北地域から得られたもので、県南地域にはあまり生息していない趣旨の記載がされているが、5～6ページの図を見ると、県南の方が多く感じられるが、データの性格の違い等があるのか。

事務局：レッドデータブックでは、博物館の学芸員に寄せられた情報を元にしており、ハンターが目撃した情報は入っていないため、その違いが出ているものと考えられる。また、ハンターが山の中を広域にわたって歩いた際を目撃情報をメッシュ化したためだと思われる。

並木委員：生息は県北の方が多く、それともよくわからないのか。

事務局：博物館から寄せられた情報を見ると、県北の方が多く考えられるが、目撃情報と必ずしも一致していない面はある。

羽山部会長：河原の方が目撃しやすいのかもしれない。

特に異議がなければ、議案第2号を原案どおり了承することよろしいでしょうか。

(『異議なし』の声)

羽山部会長：御異議ないものと認め、原案どおり了承することとします。



## 5. その他

羽山部会長：次に「その他」ということですが、事務局の方から何かありますか。

事務局：特にありません。

羽山部会長：本日の会議全体を通して何か御意見等がございましたらお願いします。

羽山部会長：なければ以上で終了します。

なお、本日の議案第1号から第2号にかかる審議結果について、環境審議会運営規程第6条の規定により、当審議会の会長の同意を得た上で、審議会の議決として知事に答申されることとなります。

以上ですべての議事を終了します。御協力ありがとうございました。それでは、これを持ちまして、議長の務めを解かせていただきます。事務局に進行をお返しします。

## 6. 閉会

司会：羽山部会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中、長時間にわたる御審議をいただき、ありがとうございました。

なお、9月6日を持ちまして委員の皆様の任期が満了となります。これまで御協力いただきまして、誠にありがとうございました。御継続いただく委員の皆様におかれましては、今後ともよろしく願いたします。

以上で、千葉県環境審議会鳥獣部会を閉会いたします。